

新型コロナウイルス感染症への対応について

※本ページの URL にはリンクが設定してありますので、Ctrl+クリックでリンク先を表示できます。

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する通知等について

新型コロナウイルス感染症に関する各種の通知等については、指導監査課のホームページに掲載しています。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d071195.html>

また、厚生労働省のホームページにも、介護事業所向けに新型コロナウイルス感染症の対策を、業務継続計画や感染対策の手引きなど、トピック毎にまとめて掲載されているので、参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/tai sakumatome_13635.html

(2) 新型コロナウイルス感染症等の予防ガイド等について

旭川市保健所では、国立感染症研究所監修のもと「新型コロナウイルス感染症予防ガイド【旭川版】」を作成しております。このガイドは実際の事例を提示し、それに対する具体的な対応策について記載してありますので、感染症対策の一助としてください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/136/150/d073985.html>

また、新型コロナウイルス感染症に限らず、介護現場における感染症への対応力の向上を目的として、「介護現場における感染対策の手引き（第2版）」等が、厚生労働省より令和3年3月に発行されておりますので、インフルエンザウイルスやノロウイルス等の感染症の対策・予防に、御活用ください。

○介護現場における感染対策の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001048002.pdf>

○介護職員のための感染対策マニュアル（手引きの概要版）

・介護職員のための感染対策マニュアル（施設系）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678255.pdf>

・介護職員のための感染対策マニュアル（通所系）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678256.pdf>

・介護職員のための感染対策マニュアル（訪問系）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678257.pdf>

(3) 新型コロナウイルス感染症に係わる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係わる人員基準等の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係わる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」として、令和2年2月17日から順次、事務連絡として発出されており、第27報まで発出されております。

指導監査課のホームページに第1報から最新分まで掲載してありますので、再度確認の上、事業運営の参考としてください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d069493.html>

(4) 有料老人ホームにおける入居者の医療・介護サービスの利用について

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅において、入居者が希望する医療・介護サービス等の利用や、居宅介護支援事業所によるモニタリング等について、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に、禁止するまたは控えさせるといった事案がありました。

適切な感染防止対策が実施されているにも関わらず、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に医療・介護サービスの利用やモニタリング等を制限することは不適切であり、入居者が希望するまたは入居者に必要なサービスを不当に制限することのないようにしてください。

上記に関する通知は、指導監査課のホームページに掲載していますので、御確認ください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d071547.html>

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d071713.html>

(5) 新型コロナウイルス感染症に係わる在宅の要介護（支援）者に対する介護サービス事業所のサービス継続について

介護サービス事業所が、感染が拡大している地域の家族等との接触があり新型コロナウイルス感染の懸念があることのみを理由にサービスの提供を拒むことは、サービスを拒否する正当な理由には該当しないとされていますので、御注意ください。

介護保険最新情報 vol1920 掲載

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sa-bisu/d072606.html>